

## 「旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合い」の概要

日 時：平成24年 8月 2日（木） 19：00～21：30

場 所：栗東市コミュニティセンター葉山東 大ホール

出席者：(滋賀県) 北村部長、藤本管理監、中村課長、岡治室長、  
井口参事、秦副主幹、川端主任技師、末次主任主事

※コンサル3名

(栗東市) 武村部長、井上課長、太田係長、梅田主事

(連絡会) 赤坂、小野、上向、中浮気団地、日吉が丘、栗東  
ニューハイツの各自治会から計19名（北尾団  
地：欠席）

(市会議員) 高野議員

(出席者数 35名)

司会（滋賀県）：それでは定刻となりましたので、ただいまから旧RD最終処分場周辺自治会の皆さんとの話し合いを始めさせていただきます。

話し合いのはじめに当たりまして、部長の北村より御挨拶申し上げます。

部長（滋賀県）：皆さん、こんばんは。本日もお暑い中、またお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、前回の話し合いの中で、御意見、御質問がございました点につきまして、協定書それから県の考え方につきまして修正をしてみました。その内容につきまして御説明をさせていただきますとともに、この案を、それぞれの自治会のほうにちょっとお持ち帰りいただいて、また御意見を賜りたいなどというふうに考えているところでございます。

誤解のないように申し上げますと、もう協定書はこれで決まりですよということでは決してございません。また、それぞれの自治会のほうで御了承いただければもちろんそれが一番ありがたいわけですが、こういう点について追加してほしい、修正してほしいというような内容がございましたら、次回、少し間を置いて話し合いの場を持たせていただければと思っておりますが、その際に、自治会のほうで、うちのほうではこういう意見あったんだけどというような話がございましたら、それをちょっと反映していきたいというふうに考えております。

したがって、本日、そういったまた自治会のほうにそれぞれお持ち帰りいただくにあたって、協定書の考え方でありまして、もう一つの別紙のA3のほうの考え方につきまして、もう一遍よく聞かせてくれと、もうちょっと考え方をよく教えてほしいというようなところがございましたら、ぜひおっしゃ

っていただければと思っております。

決してこれでもう協定書の、くどいようですけども、これで確定ということでは全然ございませんので、ただ一旦、ちょっとぼちぼちでもお持ち帰りいただきたいなというふうに考えているところでございますので、今日の話し合い、どうぞよろしくお願いいたします。

司会：いつもどおりでございますが、傍聴の皆様からの御発言は受けさせていただかないということと、21時半までには終わらないといけないという2点、御了承いただきたいと思います。

では、資料の確認をいたします。

資料は3種類ございまして、一つは「次第」、もう一つは前回と同じ体裁でございまして、けれども、「二次対策工事の実施にあたっての協定書（案）」というホチキスでとめたもの、それから「質問等に対する県の考え方」というA3の横長の表でございまして、資料、不足のある方はいらっしゃいませんか。

それでは議事につきまして、井口のほうから進めさせていただきます。

参事（滋賀県）：それでは説明させていただきます。変わったところを説明させていただきます。

まず、協定書の案、A4のホチキス綴じのやつでございまして、これの1ページ目の5番でございまして、目標とする基準を「別途定める」というふうに前回のやつでは書いておったんですけども、それをここで具体的に書かせていただいております。ちょっと読ませさせていただきますと、「甲は、旧RD最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。併せて、甲は、当該モニタリングの結果の情報を速やかに公開する。」ということで、浸透水については、安定型処分場の廃止基準、地下水については、地下水の環境基準を安定して下回っているというのを、モニタリングをそれまではやりますよということを具体的に書かせていただきました。

あと、このモニタリング結果の情報の公開について、前のは「積極的に」と書いておったんですけども、もう一度客観的な表現ということで、「速やかに」という表現に改めさせていただきました。

次に、二次対策工事の基本方針でございまして、2枚目の裏です、4ページになりますが、基本方針の4番の（1）でございまして、これと、あと7番のところもなんですが、「露出」しているという表現がありましたけども、地下にある状態で露出しているという表現は何かおかしいのではないかという御指摘をいただきましたので、その表現をちょっと改めさせていただきました。4の（1）でございまして、「旧RD最終処分場の北尾団地側平坦部において、廃棄物層側面に透水層が接しており、側方へ浸透水が漏洩している箇所の遮水を行う。」ということで、「廃棄物層の側面に透水層が接している」という表現

に改めさせていただきます。

同様に、7番目の地下水の流入抑制というところでもすけども、「2および4における透水層が廃棄物層に接している部分等の遮水により、地下水の廃棄物層への流入を抑制することで浸透水の揚水量を低減する。」ということで、これも「露出している」という表現があったんですけども、「透水層が廃棄物層に接している部分」という表現に改めさせていただきます。

次に、次のページの11番、「その他」というやつでございますが、これは新たに付け加えさせていただいたやつでございます。「これまでの周辺自治会との話し合いの内容を尊重して、二次対策工事を行うものとする。」という文言を、この前の話し合いの御意見を踏まえまして、付け加えさせていただきました。

協定書の変更点は、以上でございます。

あと、このA3の横長の「皆さんからの意見・質問等に対する県の考え方」というやつの変更箇所でございますけども、まず、③でございます。

③の「二次対策の有効性が確認できなかった場合はどうするのか。」というところの県の考え方のところを一部変えておまして、「調査を行った上で、追加の掘削（全体掘削または部分掘削）や遮水等も含めて必要な対策を検討し実施します。」ということで、この括弧書きの（全体掘削または部分掘削）という部分をつけ加えさせていただきました。

次に、裏へまいりまして、⑩でございますけども、「県と住民が協議を行う組織が必要である。」という項の県の考え方の1つ目の丸のところの2行目でございますけども、「なお、住民推薦の学識者も予定しています。」ということで、住民推薦の学識者の方にも入っていただくということで入れさせていただきました。

二つ目の丸の最初の部分でございますが、「組織は二次対策工事開始前に立ち上げ、」という文書を入れさせていただきました。これはいつからやというような御質問をいただきましたので、この部分をつけ加えさせていただいたものでございます。

あと、その他のところの⑳㉑㉒、この三つにつきましては、前回の話し合いを踏まえて、付け加えさせていただいたものでございます。

まず、㉑でございますが、「対策工事によって経堂ヶ池の水質は改善されるのか。」ということで、県の考え方としまして、「底面遮水および側面遮水を行うことにより、有害物質で地下水が汚染されるおそれなくなります。」「また、覆土を行うことにより、表面水が有害物質で汚染されるおそれなくなるとともに、表面水量の増加によって経堂ヶ池の水が入れ替わりやすくなります。」「以上のことから、対策工事を行うことによって、経堂ヶ池の水質は改善されるものと考えています。」ということで、地下水については側面遮水と底面遮水をして外へ出ないようにする。あと表面の雨についても覆土をしっかりやることによって、有害物質が出ることをなくすと。あと、また覆土することによって、表面水の量が増えると考えられますので、経堂池の水が入れかわりやす

くなって、その分、水質も改善されるだろうということで、そのことを書かせていただいたということでございます。

次、㉔番目の「既に汚染されている下流地下水の対策は行わないのか。」ということで、これは〇〇さんのほうからいただいた御質問に対する答えでございますけれども、「今回の対策により、旧処分場に起因する有害物質の場外流出はとまるので、下流の地下水水質も改善されるものと考えています。」「下流地下水の状況については、しっかりとモニタリングしていきます。」ということで書かせていただきました。

あと㉕番目の「元従業員等の証言は、対策工に生かしているのか。」ということで、これも何人かの住民の方から御質問でいただいておりますけれども、これにつきましては、「これまでに得られた証言等に基づいて掘削調査や電磁探査等を行ってきました。」「その結果を踏まえて、対策工事で掘削を行い、ドラム缶等が確認されれば除去する計画です。」というふうに入れさせていただきました。

以上が、こちらのほうの修正点ということでございます。

これら協定書の案と今の県の考え方についてにつきまして、また御質問等がありましたらよろしくお願いたします。

住民：何も出ないのなら1点。協定書の5の「速やかに」というのは嫌な言葉なんですけどね。情報公開の担当者に聞いたら、県の用語で「速やかに」は2カ月と聞かされたんだけど。これまでも情報公開条例の中で、速やかに公開しなければいけないとなっても、まだ2カ月ぐらい待たせることがこれまで何度もあって、そういう経験を踏まえて、県は速やかというのは2カ月だというふうに私は理解しているんですけど、これじゃ納得できないんですけど。

管理監（滋賀県）：これまでもここの話し合いの中で、いろいろ水質の検査結果とかいうのは、全部証明書つきで出させてもらっておりますので、そのモニタリング結果の数値が実際に検査機関から上がってきて、そこから数週間もたって、こちらへお見せするというようなことがあるとすれば、当然、速やかでないと思うんですけども、そういうような数字のついたものですので、「速やかに」というのは、どちらかという住民の方々も検証していただけるんかなというふうに思っているんですけども。

住民：具体的に、この場合の「速やかに」は何日以内ですか。

管理監：基本的に、いわゆる検査結果が出て、今は何日、水質検査は。

今、水質等をホームページにも載せてはいますが、結果が出てから1週間程度で出ています。

住民：じゃあ1週間以内と書いていただけますか。県の「速やかに」は、もう私

は信用できないんです。行政用語でもう決まっていますからね。

住民：行政用語で、ちゃんとホームページに書いています、2カ月ぐらいということは。だから県だけがそうなっているんじゃないです。だから「速やか」という言葉を使っちゃいけないという。

住民：前回も御説明があったと思いますけども、ジオキサンと塩ビモノマーですね、これは処理対象としない。私は、これは有害物ということで規定ができたんですね、2年ぐらい前ですか、規定ができましたね。これ処理対象としないというのは、たれ流しするということなんですね、そういうことになりますよね。ちょっと表現悪いかもしれないけど、何もしないということ。それでいいのかなど。そのまま下水道へ放流してしまうということやね。

管理監：いわゆる下水道の投入基準よりはるかに下回っておりますので、そういう意味で下水道に放流することによって、法的に問題のない処理の仕方をするという意味です。

住民：下水へ流すときの基準を下回っているということですか、それは濃度が。それがいわゆる環境基準よりも、かなりそしたら甘い基準で下水道へ流してもいいということになるわけ。

課長（滋賀県）：御説明しますと、下水道へ流してもよい基準と、それから川へ流してもいい基準は一緒なんです。それは環境基準の10倍です。ですから環境基準の10倍は、川へ流してもいい基準が10倍なんです。ですからそのまま川へ流してもいいんですけども、念のために下水道に流すというふうな考えでおります。

水処理をしなければならぬのは、例えば濁りのようなものがありますので、BODとかCODについて除外基準がありますから、それを取るために凝集沈殿を行いますと。そういうことです。

住民：その10倍を超えるということはないんですね。

課長：これまでのデータから見まして、環境基準のせいぜい2倍、3倍程度ですので、これを超えることはないと考えています。

住民：ああ、そうですか。いや、何かたれ流しのような感じを受けたものですからね、せっかくこれ規定が追加されて出ているわけですからね。

それともう一つお聞きしたいのは、地下水の水位を下げるいろいろ対策が書かれていますね。それを実施していただくわけですがけれども、そうしますと、いわゆる揚水処理量というのは少なくなりますね。揚水処理する水の量、浸透

水の量というのは少なくなっていくますね。そうしますと、いわゆる安定化までの期間というのは、やっぱりどんどん水をくみ上げて、それを浄化して、つまり処分場を水で洗い流すというような、極端に言えばそういうことで、いわゆる安定化が進んでいくものというふうに今まで認識しているわけなんですけれども、この揚水処理が、もちろん浸透水の水位を下げるということは、それなりに説明していただいていますように、非常に有効な効果があるというのはわかるんですけど、反面、安定化までの期間というのはかなり遅く、時間がかかるんじゃないのかなという気もするんですけどね。

それと揚水処理の処理装置の運転の状況ですね、これはどうなんですか。24時間連続で、フルに運転せないかんということじゃなくて、だんだん処理量が減ってきますと、かなり間欠的に運転されるということになるんでしょうかね。どうなのか、ちょっとそれとあわせて。

課長：水処理については、およそ300トンの規模というふうに聞いておりますけれども、当初、水位を下げる時には少しそれより多くなりますので、定常状態で雨水でしみ込んでいくのと外へ流れていくものをうまく割り振りして行って、しみ込んだやつについて定常状態、一定状態で処理していくという形のもものが、規模的には300トンというふうに考えていますので、それをしばったりすることは必要ないと思っています。仮にあるとしても、間欠運転じゃなしに定常状態で動かすほうが、これは安定しますので、止めたり動かしたりというのは好ましくないとは思いますが、これはもう少し詳しく見ていかないかんと思っています。

それから処理場の安定化という問題なんですけど、これは二通りありまして、要するに有機物質、腐るようなもの、こういうようなものについては水位を下げてやって、空気を送り込むことによって安定化させたいというふうなことを考えています。だから今、水で洗い流すという部分ですね、これにつきましては、今、御存じのとおり必要な部分というのは、恐らくVOCの一部で濃度が高いところがありますので、そこの部分だと思っていますので、これについてはもう今までから皆さんとお話させていただいたとおり、一番濃度の高いところについては取りますので、どちらかという環境基準を下回ったものしか残ってきませんので、これについては長引くという話じゃなしに、むしろあんまりそこに洗い流しの効果は、期待しないほうがいいかなとは思いますが、それは水に触れない状態にするというほうが、好ましいんかなと思いますけど。

住民：だけど何らかの状況で水が一時的でも増えれば、そこにまた溶出するものがVOC以外、重金属でも可溶性のもの、有害物は、そういうのは当然溶出するわけですから。

課長：雨が降って、いつときにちょっと一定の量が出てきた場合には、それ当然ふえている可能性もあり得ると思いますけども、それは水処理でやっていくと

いう話になると思いますので。水処理場がそこについていますから、そこで取るという形で、積極的に水を流して洗ってやるという形じゃなしに、定常状態の中でじっくりみてやるというような形。逆に今は、

住民：そのほうがトータルでは効果的な対策になるわけですか。

課長：有機物を、腐るものを先に、

住民：それはわかっているんです。

課長：嫌気状態になって、硫化水素とかメタンガスが発酵するようなやつを避けたほうが、どちらが得かということを見ると、有機物質のほうの処理を先にして、希釈のほうについては、それは余り期待しないほうがいいんじゃないかなというふうに思いますけども。

住民：要は、いわゆる工事完了後5年をめどに、つまり安定化を期待して確認をするということになっておりますので、それがなかなかいつまでもすっきりしないという状況であれば、さらに長引いて追加工事をしなきゃいけないとか、そういう問題にもなってくると、ちょっとそれを気にしたもんですから。

それからもう一つ、ガス化溶融炉の関連の建物がありますね、大きな、現在の。あれの地下だとか、それから機械の跡の、前に、杭をたくさん打ってあるということで一部問題になりましたけれども、あのへんの廃棄物についてはチェックはされて、調査していただきましたか、あの床下も、コンクリートの床下も。

室長（滋賀県）：床下も穴をあけてボーリングをしています。あそこだけしてないという意味でなくて、普通のないところと同じような条件でメッシュ切って、

住民：やっていますか。

室長：ええ、穴あけて。

住民：それ一次調査、二次調査、

室長：一次も二次もかぶっておると思います。基礎のコンクリートに穴を開けてやったり、あるいは場所によってはピットの底まで降りてもらって、そこに穴を開けてボーリングしたりということで、

住民：それは出ていますか。

室長：図面がかぶってある部分がありますので見ていただけます。

住民：まあいいです、やっていただいているのであれば、後でちょっとまた聞かせてください。以上です。

住民：協定書の5番の「地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間」ということが書いてありますけど、これはいわゆる連続して2年間、環境基準を下回ることが条件、それと同等、同じというふうにとってよろしいですか。途中で基準を上回ったら、そこからまた1からやり直しということなんですか。

室長：そういう意味で書かせていただいています。

住民：それと、ちょっとこれは確認したいんですけども、第二次対策の工事自体は、前回、ちょっとお聞きしたんですけども、5年ぐらいというふうに受け取ってよろしいですか。

もう一つ、それから5年後、約5年間、水が安定するまでということを書いていますね。それから安定して約2年連続して環境基準を下回らんといかんのやから都合12年、最短で12年、その12年間は何もせずに、こちらはその結果を待つという意味にとったらよろしいですか。

室長：これは5番の安定して下回っているというところと、7番の二次対策工事完了後5年をめどに有効性を確認するというのは、ちょっと別ものやと考えてください。

二次対策工事完了、5年ほどかかった工事が終わって、5年をめどに、その効果があったのかどうかということ。効果があるということと安定して下回るというのは違うと。

住民：だから効果があるかどうかというのは、それは水が安定してから、水が不安定な間は効果があるかどうかでわからないでしょう。そしたら、それから5年後という意味でしょう。

室長：ここの5番の安定というのは、もう下回って、またびよこっと次に測ったらまた環境基準を超えているとかいうのやなくて、もう2年間ずっと下回って安定しているという意味です。

住民：だけど途中で、ぼこっとなるかもわかりませんやん。初めからずっと下回っているということを確認できませんやん、今から。今から確認できないでしょう。



室長：だからぼこっと出たら、またそこから2年間、下回るかどうかを見るといふふうになりますね。

それと7番の5年というのは、工事の終わった後は、ちょっといろんなもんが工事をするのでどうやっても、委員会でも言われましたけど、高い数値になったりでこぼこする。した後に、また下降傾向になるんじゃないかなと、こういうふうに私らは思うとるんですけど、

住民：だから、わかっている、言うてはることはようわかっているから、

室長：環境基準を下回って安定するのと、ちょっとまた違うと思うんです。

住民：だけど普通で考えて、5年後、行ったり来たりするわけですね。

住民：ちょっと話がこんがらかっている。5番のやつはモニタリングするかどうかの話だよ。7番の話は、追加対策のことですね。全然話が違いますよね。

住民：追加対策後か。

住民：7番は、追加対策を検討するかどうかの話で、5番はモニタリングを継続するかどうかの話でしょう。

室長：そうですね。7番は有効な対策ができたという確認のところと、その結果として環境基準を下回って安定して、もう

住民：だから有効が確認されるのは、2年間連続して下回ったとき。

住民：違う違う。それは5番のほうはモニタリングをやめるか、やめないかの判断にかかわってくると。継続して実施するというわけだから、モニタリングをやめるかやめないかは5番の話で、

住民：モニタリングをやめるかやめないか。

室長：5番は、目的を達成したというようなところですね。それで効果というのは、その目的達成に向かって効果が出ているというか、もう少しかかりますけどそういうところに向かっていて、もうしっかり対策が有効に働いたなど。それがあって、その次の段階として、この間が何年かかるかは、ちょっと私、わかりませんが、最後に目的を達成して、環境基準を下回って、もう廃止基準を安定して下回っているという状況。これは、ちょっと段階が違います。

住民：同じ内容なんですけど、県の考え方の「効果確認」という項目がありますよ

ね、1番に。そこにも5年とか2年とか、周辺地下水が2年で満足したときが支障除去の目的を達成すると考える。そのへんのこっちとの絡みを、ちょっと教えてもらいたいんです。

要するに工事した後は、5年程度は水質が変動すると。だから指標、値が安定した後、2年でのモニタリングで判断しますとなっています。その下に②で、支障除去の目的を達成するのはいつなのですかということになると、周縁地下水が2年間連続して満足したときが支障除去の目的を達成するときと考えています。このへんの意味を。

室長：そうですね。この横長のここに書いてあるものは、この協定書の案を出させていただいて、いろいろ意見を聞かせていただいて修正する前に書いたもので、ちょっと時点修正を要します。こことちょっと合うてないところがありますので、

住民：両方を見ながら話をすると、ちょっとどうなるのかなあと。

室長：協定書で書かせてもらった5年で目途を見るというのは、皆さんとお話し合いをさせてもらってこうなったもんで、それより前に出させてもらったもんがちょっと残ってあったんで、合わんのかなと。5年と2年と足したら7年になってしまうやないかということで、協定書のほうの考え方に5年をめでに、ちょっとあれですけど、2年程度のモニタリングで判断するというのは、5年程度は変動するのではというんじゃないかと、両方を合わせて5年で確認をするということですね。というふうに協定書のこの7の文言を決めたまに書いたもので、ちょっと整合してないんです。協定書のほうが正しいということですので、お願いします。

住民：これで5年というあれが出てくるんやな、それより前に書いたから。

住民：ということはすみません、工事が終わって5年後に、第二次対策の工事は良かったか悪かったか。その水質云々の数値と関係なく、それも含まれとると思うけども、約10年後にそれを判断すると。そこでもしあかんかったら、もう次の対策をとるという意味ですか。そういうことやね。

室長：そうです。

住民：その間、もちろん先の5年間と後の5年間で、後の5年間は水が不安定やから数字が上下するかわからないでしょう。それやのに地下水の環境基準を下回るということは、余りそれは効果がないのと違う、ここに書いてあるけど。

室長：2段階あるというのは、環境基準が下回るのは、その効果があってから後。

もっと具体的な話を、私、今するべきじゃないのかわかりませんが、下向いて数値がどんどんどんどん下がったと、これで効果があったやないかと。ただ、基準は下回ってないときの段階かもわからない。

住民：基準を下回ってなくても下がっていったら、

室長：下がって行って、だんだんと、もうこれは環境基準を下回るなというのを見ていく。

住民：鉛直遮水壁ですけども、20メートル程度というふうに書いてありますが、この北尾側のほうは20メートルよりもっと深いですね、實際上。これ数字が書いてないのでわからんけど、大体\*\*側やったら21メートルから24メートルぐらいの間に砂層というか、帯水層があるわけですよ。ということは、これは漏れてしまう可能性があるわけですね。だからこういうところへんは、どうやって確認していかはるんですか。

参事：それはまた確かに、今、一定以上の厚みのある粘土層があることをボーリングで確認して、しっかりと底まで遮水壁を入れてとめるということで考えています。

住民：その上にも粘土層ありますよね。その上の粘土層と下の粘土層ときちっと区別して、この層までは防ぐんやという方法でいっとるわけですね。

管理監：言っておられるのと若干違うかもわかりませんが、いわゆるK s 3の透水層ありますね。ここを切るということですので、標高の126～7になるところはK s 3の下ですね。表面が140、

住民：え、K s 3。

管理監：そうです。K s 3を防ぐために鉛直遮水壁をするということですから、K s 2には行かないということですので。

住民：K s 2は汚染されてますやろ。

管理監：いえいえ。いわゆるもう出ないようにする、中の廃棄物の浸透水が出ないということですので、廃棄物とK s 2の透水層のところは接していませんので、今接しているのはK s 3で接していますので、K s 3のところを遮水するために、その下の粘土層のところまで鉛直遮水壁をする。

住民：ということはK c 3で防護すると、これが壁になるんやと、側面の壁にな

るんやと、そういうことやね、そういう考え方ですね。しかし、それでやともっと、それはやばい。

地下水位で考えたら、これやったらいっぱい漏れていくようなところがありますよ、これ。これじゃ止まらないですよ。

例えばキー5にしたって、キー5のところの地下水位が、ほかの周りより低いんですよ、オー4とか低いんですよ。本来なら面<sup>つらいち</sup>一になるんやったらわかるんやけど、そういうところが低いということは、そこから漏れていると、下へ行っているという可能性があるわけですよ。この中には全然そういう面、入ってないわけですよ。そら底面を確認しないでやるんやからね、そら頭から無理やと思いますけどね。だから地下水位をきちっと調べられましたか、上面を。上面が低いということは、漏れてなかったら低くならへんわけでしょう。上面が低くなっているということは漏れているんでしょう。

参事：今、基本的には底、Kc3の粘土層があって穴があいている、あるいは、あいているおそれがあるというところは3カ所と想定していますので、そこに蓋してやれば止まるという、

住民：だけどそれに該当しないところが多いから今指摘しているわけですよ。キー5やとかオー4とか、あるいはクー3でもおかしい、ウー2もおかしいなあ思うて、エー2もおかしいし。周りから考えて、つじつまが合わないんですよ。そういうところは、どういように説明されるかなと。ほんまにその場所は抜けてないのって。

参事：ウー2のところは塞ぎますわね。

住民：ウー2はね。塞ぐところに入ってくるやつですね。キー5とかオー4とか入っていますか。キー5は明らかに低いんですよ、そこが。碁盤の目でずっと書いていったんですよ、水位の関係をずっと、今回の調査の結果を。そういくと、キー5とかそういうところが低くなってくるわけですよ、水位の上面が。

参事：今の1-1側線とかで、一応、浸透水の線を入れさせてもらっていますので、全体としては工業技術総合センターから国際情報高校の経堂池側のほうを向いて、勾配がついているということで考えていますけども。

住民：あのね、ここで今回調べられたんでいいますと、キー4の水位が標高138.03ですわ、書いているのがね。そして昔のD-3のこのデータで134.03です。ところがキー5は133.18もないんですよ、水位なしになっているんですよ。ということは、これよりまだ低いということなんですよ。底面が132.62掘っているわけですよ、131.425か。水位なしとい

うことは、これは出てないんやろ。

参事：キー5のところは底が高くなっているんで、粘土層に当たってという、

住民：だけど横はそれ以上の水位があるのに、そこは水位が当たっているから、ないというのはおかしいじゃないですか。池があったとして、池の底が盛り上がっていったって水位は一緒でしょう、普通考えたら一緒でしょう。考えたらおかしいんですよ、それは。

参事：今、おっしゃった数字というか、実際に測ったやつをもって、この等高線というか、コンター図なりを画いておりますので、おかしくはないと思いますけど。

住民：だってこれが最新の情報のデータですよ、それをこっちで集計していたんですよ。明らかにどう考えたって、こんなんつじつまが合わない。

参事：うちもそれをもとに図を書いておりますので、

住民：じゃあ説明してください。キー5はなぜ低いのか、なぜ水位ないのか。周りは高いのになぜないのか、ここは、どういう理由で。僕は、ここは抜けていると思っているんですよ。だから低いんやと思っているんです。それなのにね、どういう理由なんです、これ、理解できないんですよ、何ぼ考えたって。

普通、池というのは、表面が一定の高さじゃないですか。底面が何ぼ盛り上がろうがどうしようが、表面というのは変わらないわけですよ。それは廃棄物の中だって一緒ですよ。それは宙水というか雨水というか知らんけど、中間におるやつは違いますよ、当然。

コンサル：建設技術研究所でございます。キー5ですかね、ちょっとかなり前にやられた調査だと思いますけれども、その御指摘いただいている水位のデータというのが、まず、調査時の水位なのか、ちょっと教えていただきたいんですけども、調査時の水位、それとも観測井戸か何かをつけての水位でしょうか。

その掘削時の水位を言われている場合は、掘削時というのはケーシング、要するに鉄の太いガイドパイプを降ろしながら掘削して行って、かつ粘土層に突き当たった時点で孔内水として測っている場合に、周辺の地下水、あるいは保有水、浸透水ですね、の水位と遮断されて、その管の中だけの水位を測っている可能性がございますので、機械的にはかりますと、データとしては、そういうデータが残ってしまったのかもしれませんが、ちょっとそのへんのデータの出どころを教えていただきたいんです。

住民：これはそうですね、掘削時になるのかな、こういうときにされているんや

から、この回以降はやっておられるんですか。

コンサル：水位を正しく評価する場合に、そこだけをちょっととらえられてしまいますと、掘削時というのはそういうイレギュラーな、例えば鉄管のケーシングというものが粘土層にぐっと噛んで、そこがもう完全に周辺の水と遮断された状態の水位を測っている可能性がございますので、一概にそのデータだけをもって、そこは水位が低いということはちょっと言えないかなど。一番正しいのは、やはりストレーナーをきっちりつけて、安定した水位がどこであるのかというところでの。我々が今調査の結果としてお示しさせていただいているのは、すべてそういう安定水位として確認済み、ストレーナーを設けて観測井戸で観測した水位としてお示ししておりますので、その結果によりますと、今、御指摘のような抜けているところというのは、今見つかっている西市道側の深く掘れて、ここはもう確実に穴が開いていますと言うところ以外では、我々の見解としては認められておりません。

住民：そのデータは全部あるわけですか、今の水位のデータは。後から測ったデータは残っているんですか。

コンサル：すべて、基本的に今までお示ししている中にも、すべてのデータを載せておりますので。

住民：いや、それを全部見ていったんですよ。だけれど、ないからそれでやったんやけども、ほかにあるんですかって、他にデータを示しているんですか。

コンサル：基本的に今おっしゃっていただいているのは、観測井戸としてない井戸ですので、ですから一応参考として掘削時の水位は、かなり古いデータも含めて、そのデータしかございませんので、一応は参考として掲載させていただいておりますけれども、最終的にまとめた、コンター図として我々がお示した中には、そういうデータは当然省くべき、これは参考としないとして省いております。ですので、そのデータとは異なっております。

住民：そうやってきたら、漏れているか、漏れてないかというのは、わからないですやん、何で判断するんですか。

ボーリングでモニタリングする言うてるけど、北尾側のほうも、いまだにここでやりますよという返答も何もないし、めども立ってない状態でしょう。それで確認なんてできるんですか。漏れたか漏れてないかの確認、どうやってするんですか。できないでしょう、こんなもん、そんな状態やったら。

高アルカリのときだってユンボで掘りましたよね。そのときに水が全然出てこないこと、溜まっているとことある。完全に溜まってないところは抜けているんですよ、下へね。そういう判断がこれでできるんですか、これ。できない

でしょう、これ。これ全部面一になりますか、今のあれやったら。

コンサル：今のできるかできないかという話ですが、まず一つは、ボーリング調査で、我々のほうとしては、ここの調査で粘土層、先ほどの底面の遮水層の機能を果たしている非常に厚い粘土層がございます。その粘土層、このKc3層ですね、Kc3という粘土層が大体どのぐらいの厚さがあるかというのを、今回、二次調査で追加した非常に細かいボーリングも含めて、すべての孔で確かめております。この粘土層というのは非常に透水性が低くて、かつ厚いので、厚みがこれだけあるということは、相当遮水性が高いというふうに評価できます。

むしろ我々は、今回、下流側のこの2カ所のところが、逆に非常に薄いですと。むしろ、ここは漏れているという確証は今現在ありません。というのはボーリングのデータで、粘土層が欠如しているというデータがないからなんです。ただ、にもかかわらず県のほうとしては、ここの粘土層が薄いということで、ここに非常に危険性、リスクがあるということをお示しされて、ここを対策するというふうな方針でやられております。逆にここの確実に破れているところということに関しても、この確実に破れているところが見つかったところ、それとその周辺の薄いところは、薄いという認識で破れているというリスクを、これを真正面から対策をしようというふうに考えておられます。

一方、こちらのほかの、この図面のこちらですね、北尾団地側、こちらは非常に厚い粘土層が残っているということが、もうあらゆる調査の結果から出ております。どこを掘っても厚いということが、確実性が非常に高く出ておりますので、ここに関しては粘土層が非常にどこを掘っても厚い、一定の厚さを保って存在しているということを非常に高い確証を持って我々としても把握しておりますので、この部分に関して突然掘れてというところは、なかなか考えられない。この深掘り是正箇所に関しては、もうそれこそ深掘りということがわかっている、ここは修復されているわけですので、ここはそれはそれで、という見解。

ですから、その確実性と言われますと、そういう見解をもって、薄いところはちゃんと薄いですと、逆に、厚いところはちゃんと厚いですと、非常に科学的根拠をもって今まで調査させていただいておりますし、それを公表させていただいております。

住民：遮水壁の始まりの部分と終わりの部分でモニタリングはしないんですか、そのとこ。遮水壁の下側でモニタリング、下の部分での分析というのは。遮水壁の下部分での分析を、遮水壁の始まりと終わりで、そういう分析をしないんですか。

住民：当然すべきだと。

参事：遮水壁の両端という意味ですか。

住民：そうそう、そうそう。調査をする、分析は、そういう意味

住民：モニタリングやね。

住民：遮水壁の下での部分での、

住民：北尾側のモニタリングはどうするんですか。

コンサル：一応モニタリングの計画もしております。

今、端っこということは、例えば北側の端っこというのは、今度、底面遮水層を人工的につくりますので、それと遮水壁ががっちり組み合わされるように工事として施工します。その外側には一応モニタリング井戸が、今、県のNo.9 というものが、そのK s 2層にはもう既にありますので、それが今後もずっとモニタリング井戸として働くと。上流側は4-2というのがありますので、それでモニタリングは一応できる。

ただ、ちょっと今のお話であれなのは、遮水壁をするのは、あくまでK s 2 じゃなくてK s 3より上ですので、要するに空間的には今おっしゃっているところの、その遮水壁の下というのは遮水壁が及ばないところですので、ちょっとその遮水壁の影響云々を見るためのモニタリング井戸という位置づけではなくて、むしろほかの底面遮水層の修復がうまくいったかどうかということを確認するために、そのK s 2層のモニタリング井戸は必要かなと。むしろ遮水壁の効果を見るためには、K s のその上の3ですね、その上の層のモニタリング井戸が重要になってくるというふうに考えております。

住民：そのためには北尾側が、僕、前から言うてますけども、北尾側が低くなっているんですよ。低くなっているところにモニタリングの井戸がないわけですよ、そこはどう考えておられるんですか。

室長：県の考え方の6番に書かせてもらってます。モニタリングの井戸を設置しますと。具体的にどこということのは、ちょっとこれから考えていきます。

住民：これはさっき読んだんですけど、読んだんだけど、これで北尾側をそしたらやりますということなんかどうか。

室長：そういうことです。

住民：やるんですね。



管理監：外側ですので北尾側ですね。これは前の委員会でも、そういう方法で確認できるよと委員の先生にも言っていたので、この方法をここへ書かせてもらったということです。

住民：それともう一つ、今のページの②の目的を達成するとき、地下水環境基準値を超えたもの。この中には、この中には電気伝導度は入ってないの。ECは入ってないんですか。ECが高いということは、当然、いろいろなものが溶けているから高いんであってね。

室長：先ほど言いました地下水は、地下水環境基準でございます。それと効果判定には梶山先生がお教えいただきました、小野先生と梶山先生がマイナスイオン、EC、足の速い、効果のわかりやすいイオンということでしたので、それはそれで見させていただくということです。

住民：ということは、今、地下水でも高いところは一体何ぼになってるかな。昔やったら経堂池の下で出た水なんか2,000もあったわけですよ。じゃあ2,000あっても基準を超えるものがなかったらそれでいいんやと、そういう考え方なんですか。結果的には、そうなるんでしょうか。

課長：ですから先ほどの効果判定のところ、要するにそれが下がっていく、下がり勾配であるということを見ていく形になりますので、今、2,000マイクロジーメンスですね、今、我々が使っておりますミリジーメンスでいきますと200のオーダーになっておりますけども、それがいくらかの形で数値が下がっていく形を見たいと。2,000のままという形ではないと、200のままの形ではないというふうに考えております。

住民：じゃあどこで、この電気伝導度は満足できるかできんかの判定基準ではないということですか。

課長：ええ、これに関しては何らかの基準というものがあるわけじゃなくて、あくまでもそういう水の中に溶けているものがあるわけですので、それが例えば雨水で薄まっていく状態を探していくと、見ていくと、確認していくという形になると思います。

住民：それはおかしいん違う。廃棄物から溶けたものがあるから電気伝導度が高いわけですよ。本来の地下水であれば100とか100以下とか、そんなもんですよ。雨の水だって低いもんですよ。それが300もある、500もあると、あるいは1,000もあると、それでよしというのはおかしいですよ、それは。

課長：ですから、それが下がっていく状態を見ていきたいと思っていますけれど

も。どういうふうに下がっていくかということは先ほど申しましたように、雨水とか、あるいは上流からの地下水で希釈されて薄まっていくわけですので、ちゃんとしっかりと遮水ができれば、そういう形が達成できるわけですので、そういうふうなものが下がっていく状態を見ていくという格好になると思います。

住民：どこの数値のときに、これで満足できる値だと、その線引きはしないということですか。

課長：ですから、それは環境基準なりが設定されておられませんので問題ないと思います、というか比較のしようがないと思っています。我々としてこの対策が完了したと、卒業できたというのは、やはり環境基準に設定されている項目が満足されたという時点をもって、卒業ができるというふうに考えています。

住民：それで安心できるとは言えないです。

住民：環境基準を達成されたから、それで卒業ということなんですけども、それやったら現在も卒業するところはたくさんあるんじゃないですか、環境基準ということ言えば。

課長：ですから周辺の地下水なりで、環境基準を達成してないところが一つでもある以上は、これは達成できてないわけですので、周辺で我々がモニタリング井戸として設定したところが、すべてにおいて環境基準を満足するということが、卒業の基準だというふうに考えております。

住民：そしたら、ちょっと質問させてもらいます。県の考え方の23番で、経堂池の話ですけど、これは有害物質で汚染されてない状況というのは、これは有害物質ということは、もう環境基準のそういう有害物質を指すんですか、それとも単なる有害物としてECとか、先ほど言うたpHとか、そういうのも含めての話なんですか。

課長：この有害物質は、あくまでも環境基準なりが設定されている有害物質です。

住民：環境基準でいう有害物質ですね。だから、その中には農業用水基準とか、ああいう基準とか、ああいう指標がありますけど、そういうのは含まれないということですね。

課長：はい。環境基本法に基づく環境基準ですので、そこでいわゆる人の健康に影響を及ぼす環境基準項目、重金属なりVOCなり農薬なりが設定されていますけれども、その項目です。

住民：ということは、現在、経堂池は、これ皆クリアされていますね、環境基準。

課長：池そのものは満足していると思います。

住民：ということは何も、そのまま放置してもいいということですよ。クリアしているんだから、今さら対策しなくてもいいということですよ。

課長：経堂池自体は、ですから有害物質に関しては問題ないと思っています、今の時点ではですよ。

住民：いやいや、今までも有害物質が確認されたということを経堂池では聞いていませんけど。だから問題にはならないということですね。経堂池では、そういう問題はないというふうに県は、

課長：経堂池の水質に関して有害物質での問題点はないと思っています。

住民：どういう問題があるんですか。

課長：ですから皆さん御指摘いただいたような、例えば鉄バクテリアとかがありますけど、そういったある程度水の流れが、循環が促進されて、例えばCODが下がるような状態、皆さんがそれほど汚濁が見られないような状態になるということが、望ましい対策に思っていますけど。

住民：ということは問題があるわけですね。

課長：ですから皆さんが問題化されている有害物質という観点からすれば問題はありません。

住民：言うてる意味がわからないんですけど、有害物質で判断をするということでしょう。要するに今後もする。ということは有害物質は今現在、経堂池で確認されてないんで問題ないんじゃないですか、県の考え方としたら。

課長：それは水質上、問題ないと思っていますが、ただし、そういうおそれがないことはないんで、そういったおそれですね。例えば地表水を通じて浸透水が入ってくるとか、そういったおそれもありますので、それについてきちっと抑えると。その上で当然、それが満足しない状態でないことを確認するということだと思います。

住民：最初に戻りますけど、23の経堂池は有害物質だけで、それで見ると、こ

れ断定していますよね。最初に聞いたら環境基準と、それに関してだけだということ断定していましたが。

住民：ちょっと〇〇さんの言っていることがよくわからないんだけど、どういうふうに県は気にすべきだと言っているの、積極的に。何か揚げ足とっているような気がして、どうも僕もよくわからないんだけど。

住民：\*\*\*、有害物質ということ特定するのか、有害物質というものの全般的にいうのか。

住民：この問いは、改善されるのかということを知っているわけで、どういうことになったらこの対策工をするのか、しないのかという質問じゃないでしょう、そもそも。改善するかどうかということに対しての回答なんだから、それとずれてない、〇〇さんの言っていることは。

住民：いや、それを確認したい。

住民：だからそれだったら、どういう項目で質問されるの。経堂池の対策工事は、どの段階でやめるのかという質問をするわけ、そういう質問で聞きたいわけ。だって話がずれていると思うんだ、さっきから議論していると話が。

住民：いや、私もずれているから、それを確認したいんですけどね。

住民：うん。だから質問として何を聞きたいんですか。

住民：有害物質、経堂池の

住民：有害物質というのは向こうの回答だから、むしろポジティブに〇〇さんが県に対して、こういう問題に対してはどう考えるのかという積極的な項目を出してもらったほうが、わかりやすいと思うんだわ。何を聞きたい。

住民：要するに経堂池は、どこまでさらによくなるのかということがちょっと知りたいんですけどね。有害物は、あくまでも確認されていないんですよ。それ以上、どういうふうによくなるんですか。前回も〇〇の方が心配してましたんで、そういう意味合いもあって、有害物は今現在も確認されていないので、ここは有害物で地下水が汚染されるおそれがあるとともにと書いていますけども、ないものに、どうやってこれ以上よくするのかなという思いなんです。

管理監：ここはあくまでも、おそれという形で書いているのは、今、〇〇さんがおっしゃるように、何も今発見されているんだったら、おそれじゃなくて、はっ

きり汚染ですわね、というのではないと。ただ、このおそれと書いているのは、その経堂池側のところのK s 3とかで、にじみ出している、あるいは下からいつているとか、いっぱい雨が降ったときに上から流れ込むとか、今、覆土していませんので、そういう意味で、おそれという形で書かせてもらっていると。それは先ほど言いましたような底面と側面の遮水によって完全に縁を切りますので、そういう今の処理場のほうの浸透水とかが、経堂池に悪さをする可能性もこれではなくしますということで。あと水質で、今までの滞留していることによつての水質の部分については、覆土をした上で、ちゃんと雨水とかがしっかりと流れ込めば、そういう点もなくなるんで、水質はよくなるでしょうということをごここで書かせてもらったということです。

住民：長くなるんで、ちょっともうやめときます。また機会があったら、

住民：これ見ていると経堂池の水質は調査し続けるということ書いてないですね、ここには。書いています、この今の23番の。今の話を聞いていると、課長は水質の調査をするというふうな発言されたようですけど。

課長：当然、モニタリングが必要だと思っています。

住民：もしモニタリングして、結果が悪ければ何かを対策するってことですね。

課長：ですから、それは先ほどの話じゃないけども、ちゃんと遮水ができていなかどうかの確認みたいな話になるんですね、おそれがあるかどうかの話だから、そういう形で見えていくと思いますけど。

住民：けど、この23番の中では、調査をするという項目がないですよ、あります。

課長：明確に出てないんで、そこらあたりはまた工夫させていただきます。当然、今までは栗東市さんで。

住民：そういうことを聞いてはるんじゃないかなと思うんですけど。

課長：データの積み上げはありますので、今まで、それは当然続けていくべきやと思いますので、それをどういうふうにするかについては、その書き方を考えさせてもらいます。

住民：よろしいですか。〇〇のほうで言いたいのは、あそこの水を前の元どおりの水にさせていただいて、実際に農業用水として使えるようにしてほしいということなんです。今は三ツ池の水で足りていますけれども、やっぱりあの池の

価値がなくなりますわね。

草刈りとか前も言わせていただきましたが、そういうことだけはしていますけども、やっぱり今まで住民の方がしてくれてはったんは、あこの水が農業用水として利用していけるということをしているんですよ。今のままやと管理いうても、全然あこの水は使っていませんのでね、そういうことで問題ないということですけども、ただ池があって、水がたまっているというような状態では困るわけですね。そやないと、池は他にも三ツ池もありますけども、ただ〇〇として管理していますけども、何のためにあの池があるのかということ、ちょっと考えていただきたいです。

実際に、もうあの池の水は使わないということで、もう耕作されてない方もおられますし、そういう形であこの池を利用するような感じで、やっぱり農業用水として使えるような池にしていきたいというのが、うちの自治会としてもあれですし、前のときに、これ終わってから役員会をやったときに、安全やということ言ったら、そういうような意見を出したら、本当にそんでいけるのかというようなことも、ほとんどの方が言っておられましたし、今度、池の水を国1バイパスのときに抜かしてもらうのも前も言いましたように、田んぼの中に入らないような形で考えているんですけども、安全やったら、もうそのまま今使ってはる田んぼのほうに入れてもいいんですけども、そこまでこっちは考えて、やっぱりそれぐらいの意見を持っておられますので、そこらあたりをもうちょっと。

これを見ると、安全というような感じのことが書かれていますけれども、住民のほうとしては誰ひとり、そんな、あそこの水を農業用水として、今の段階で使おうというような考えはありませんし、果たしてそれで、こういうのを持って帰って安全やと言った場合に、それで納得してもらえるのか、ちょっと疑問には思いますけども。

住民：その話も前回もあったし、今回もまた聞かされているんですけども、結局どうしたいんですか、そしたら。どうしたいのかという話にならないと、思いをぶつけるだけでは話がまとまらないじゃないですか。結局、〇〇さんは、経堂池の水を農業用水として使いたい。それはもう何度も聞きました、私は。それはわかっているんだけど、そのためにはどうしたらいいのかということ提案しなければ、県のほうでも、また同じ話かということになりますよ。子供じゃないんだから、気持ちは僕もよくわかっていますよ。そのためにどういう提案をするんですか。

住民：そう言われますけども、僕もそんな専門的なあれでないですからね、こういうような形言うのは、

住民：わかっているでしょう。だから県の側は、農業用水としては現在安全だと。ただし風評被害もあるし、今後もおそれがあるからモニタリングは継続し、体

制をとりますとおっしゃっているわけですね。その上で、さらに〇〇さんは経堂池の安全を確保してほしいと言うのならば、どういう形で県は責任をとってほしいのか、もっと積極的な提案してもらわなければ、いつまでたっても堂々めぐり。私たち聞かされる側も、もういいかげんにしてくれという感じになってきますよ。同じ住民側としても、もう少し積極的に、責任ある発言をしてもらわなければいけないと思う。

住民：済みません。それはここに書いてある有害物質は、現在のところ出ていませんけども、あそこには高い電気伝導度の水が流れて、実際、周辺の電気伝導度は3倍から5倍高い。それにpHも高いし、いろんなもんも明らかに周りの池、そういう周辺の水と比べて経堂池の水というのはおかしい性状をして、

住民：それはわかっている。だから、

住民：だから、安心させてほしいということをお願いしている。

住民：そうなんだ。だから、それはこの前みたいに県の側は遮水をしますと。遮水をすることによって、ただし、よどむ可能性があるから、そうしたときに、また弊害も生まれてくるでしょうと。そのために、よどまないためには、処分場から流れてくる雨水を取り込まなければいけないんだけど、それは処分場からの水を、これまで完全に入れなかったことと抵触するので、それでもいいですかって前回の話でしたよね。それについて、〇〇さんは考えてくださいという話をしたじゃないですか。そこまで前回、話は進んだと思うんだよ。それをもう1回もとに戻す必要はないでしょうと言ってるわけ。

住民：文書から見ると、そういうのがちょっと表現が足りないからね。

住民：じゃあどういふふうな文書で出してくれというふうに言わないと、同じ話を堂々めぐりしてもしょうがないと思うんだわ。

管理監：多分、今、〇〇さんのほうも先ほど言われているように、うちの課長が言うたように、経堂池の水質等も一定モニタリングではかりますので、そのしっかりした数字をお示しすることしかうちとしてはできないと。その数字が、いわゆるいろんな基準からいっても、なるほどというのがあれば、そういうおそれみたいな形で思っておられる住民の方も納得していただけるんじゃないかなど。県としてできるという形は、そういう形でもって対応していきたいと。ですから必要な水質の検査については、今後、〇〇さんとも相談させてもらって、こういう形でもよろしいかということも含めて、必要なものをやらせていただきますので、そしてその結果を見て、また話し合いをするべきだと思うんですけどね。

住民：ちょっと発言させてもらおうと、この間も〇〇さんが言うてはりましたけど、一番心配してはるのは、作ったお米が〇〇で取ってくれるかなあって心配してはるんですよ。これについて県が答えてあげない限りは、何遍でも同じことを話さなあかんですよ。

管理監：〇〇さんに、

住民：そうだよな。県庁に食堂があるでしょう、買うたらいいやん、みんなに食べてもろたら、みんな納得してはりますやん。

住民：今の話の中で風評被害のことについては、もう初めから出てるんや。あれはだれが責任を持つの。

住民：だから今の話で、県が消費するところがあるでしょう、県庁の中で。買うてもろたらええやん。そしたら〇〇さんも安心して耕作されますよ。

管理監：ちょっと一般的な話で風評被害があったときに、それを県が買うことによつてというよりも、本来、風評被害が根も葉もいわゆる根拠のないものであれば、そういうなんをみんなでなくしていくというのが風評被害をとめる話であつて、それをどこかが買うとかいうことじゃないでしょう。

住民：そんなことよりも一番心配してはるのは、耕作したお米が〇〇がとってくれるかなあって、ものすごい心配してはりますやん、今の話を聞いていると。

管理監：それは〇〇さんも風評被害というものを、根拠がなくてもそういうような形で認めるという形なんですか、〇〇さんという組織が。

住民：それは私が言ったらおかしいんだけど、〇〇さんがこういう提案をしなきゃいけないんですよ、私が言うんじゃない。だから〇〇さんが、買うてくれて頼んだらいいんじゃない。私が言ったって、私はよそ者ですから。私が聞いていると、作ったものを売れるかなあって何遍も言うてはりますやん、何で答えてあげないの、県の人。

住民：〇〇さんと同じなんだけどさ、積極的に〇〇さんのほうで買い上げを県に要求するなり、あるいは〇〇に対して一緒に行つて、カントリーエレベーターに入れてくれっていうふうに、ちゃんとやってくれるかどうかということを書いてくれたり、あるいは〇〇が入れないんだつたら〇〇に対して提訴するとか、その提訴に対して県の協力を求めるとか、もっとそういう積極的なことを言っていかないと。今、何か話を聞いているだけでは、子供がだだをこねているよ



うな感じが正直せざるを得ないんですよ。もっとポジティブに、どうやったら打開できるのかっていうことをやっぱり言わないとだめだと思う。

住民：だから前のときも言うたと思うんやけどね、あの水について大丈夫だということを示してくれということをして前の回に言うたと思う。それによって、

室長：きちっと水質をはからせてもらって、うちが公表させてもらおうということをしてもらおうと、大丈夫な水なんやということをしてうちのほうで公表させていただく。

住民：それでみんなが納得するかどうかということは、また別やけども。

住民：結局、米なんていうのは消費者が決めること、買うか買わないか消費者が決めるんや。だからあの土地の米を買うか買わないは消費者が決めるから、〇〇も引き取れないということになるわけ。そして水質をどうしてほしいかと、さっき〇〇さんの発言で一番最初に言うたんは、水質はRDのできる以前の水質に戻してくれってさっき言わはったし、それが全て違う。

住民：池がもどっても風評被害は消えへん。

住民：だから風評被害については決めるのは消費者やから、この間、県が、資料を出すから〇〇さん宣伝してくださいということをお願いしたんや。それは大きな間違いや。県がいかに責任を感じてないかということがあるんです、そこに。そら県が積極的に風評被害がないように改善していくのが、わしは筋道やと思う。

住民：そろそろこの辺で、これ何かいつまでたっても同じことしか言わないから、ちょっと。

住民：いや、わしの聞くとこでは、〇〇さんは常に言うてはるよ。以前の水質に戻してくれということは。

住民：いや、戻してもろても、作って売れるか売れんかわからないよ。

住民：それを県が戻すなんて約束できひん。県がもっと積極的に、そういうことをやらんといかんわな。だから前回わしが言うたように、県は責任を感じてないからそういうことなるわけです。

住民：いや、それは。

住民：そやろ、風評被害の補償問題をきちっと考えるかいうたら何も考えてないやろ、RDに言えというようなことを言うてるんやで。

住民：大丈夫やというんやったら自分たちが食うたらいいんや。

住民：そうですね、前はRDに交渉してもらえと言いましたよね。

住民：それはRDはできると思う。できひんやん、そんなもん。県は責任を回避しとるわけやから。RDを代執行するんやったら、〇〇問題も代執行せなあかんがな、そうせな全面解決にならへん。

住民：ちょっとそれはどうかなと思うけれどもね。

住民：いや、それでこうなった原因は何かを考えてほしいんや。県が管理監督をきちっとしとれば、こんなこと一切起こらへん。

住民：確かにね、〇〇さんが安心して耕作できるように何かしてあげなきゃいけないわけですよ。こんなもん責任はRDやRDやって、そんなことを言うんじやなくて、ちゃんと安心して耕作して、耕作したものが売れるということ、その保障がない限りは安心できないですよ。

住民：ちょっと済みません。平成13年の3月に、市の調査委員会でこの問題が討議されているんです。そのときに農業用水の調査の報告がありました。それでは農業用水の基準をやっぱりクリアできないんですね。だからあのときに三ツ池から水路を整備されまして、経堂池の水は使わないでくれと。そして三ツ池の水を使うようにという指導があったんです。この農業用水の基準といいますのは、これは法的な拘束力がありませんので、絶対使うたらあきませんというようなことは言えないわけです。だから三ツ池の水を利用するようにという指導が、まだ生きていると思うんです。

それから、私、そのときの資料を調べたんですけれども、〇〇の当時の〇〇自治会長から、同じ〇〇出身の猪飼町長に対しまして要請案が出ているんです。それによりましたら健康運動公園事業において、経堂池、三ツ池は浚渫を含め整備を図ると、このような公印を押した通知書が出ております。ですから市のほうでも、何かせないかんという認識をもっておられたと、そういう過去があるということをお願いしたいと思います。

住民：これはいつまでたっても終わらへんし、県のほうから何か提案して、ちょっと宿題にするのか何にするか知らんけど、何か発言してあげないと終わらせんよ。

管理監：ですから先ほどから言っておりますように、ちゃんと経堂池の水質もしっかりとモニタリングして、数値を公表して、そういうことがないということをしっかりと公開するということが、それしかできないです。

ちょっと僕、個人的なことを言わせてもらいますけども、風評被害というのは、いろんな人間が、いろんな形でかかわることによって風評被害が広まっていくんであって、それを助けるのであれば、安心な米という理解ができるんやったら、みんなで助ける部分であって、それをどこかに持って行ってどこかが買えとか、そういう形ではないと思います。今の放射能の問題にしてもすべて、

住民：ないたって、それしかないやないですか。他のだれが買いますの、一般の人は買いませんよ。

住民：それやと風評被害が広がる。

管理監：それやと広げているのと一緒ですよんか、それやったら。

住民：そんなもんだれが、

管理監：安心やという形で、しっかりとしたモニタリングをして、できた段階でもったら、みんなであればもうこれだけきれいなんやから、

住民：そんなことはない。それは農業をやっている人にとったら、あれはもう死活問題なんですよ。

住民：そらそうですよ。

住民：田んぼの汚染というものは、命に次いで大事なもののや。

住民：いや、だからそれはわかったんだって。水は大切だということはわかっていますよ。だから早くきれいにしてもらいたいというのはわかっているけども、県の言っていることも間違っていないで、じゃあモニタリングは継続しますと、遮水はしっかりしますと、よどみの問題は残っていますと。それについてはどう考えますかというところまで言っているわけで、ボールは実は〇〇さんにあると思う、僕は。〇〇さんが、これ以上の対策を県にどういう形で提案するのか、それを聞きたいんだわ。どうしたいの。だから最終目標はわかった、目標はわかるが、手段としてどういうことを要求したいんですか。

住民：いやいや、今のモニタリングの結果を提出していただいて、県は大丈夫だということ、前にも言ったように声を大きくしてほしいということ言うた

わけ。それによって農業用水についても大丈夫だということ、今、我々としては今のデータはあるけども、そういう点で滋賀県がはっきりと出してほしいということです、前に言うたと思いますが、そういうふうにしてほしいと言っているんです。

住民：それでデータ、データ、モニタリングというけど、そのモニタリングがどういう状況にあるかというのを、バックグラウンドを問う必要がある。

住民：今こうして話しておいても、この文書と同じように、みんな読んでいただくとわかるけど、「有害物質で地下水が汚染されるおそれなくなる」ということは、要するに現在は汚染されているということや、だから早くしてほしいということです。

住民：つまり早く対策をとってもらって、そしてモニタリングを継続して、そして安全だったらば、もうこの水は安全だということをはっきり言ってほしいと、そういうことだったら県は対応できるよね、そういう要求ならば。

管理監：それはします。

住民：じゃあ、この問題はこれでいいですか。

住民：いやいや、それは現在は大丈夫だと言っているわけですね、大丈夫なんでしょう。それでさらにモニタリングしますという、その辺のやりとりをずっとやっているんであって、

住民：現在も大丈夫だけれども、それは国1バイパスも通ることもあるし、それから、これからこの処分場の対策工事も始まると。そういうことにあわせて周辺環境が変わっていくから、当然ながらモニタリングを継続しつつ、今後もそれを完全に断ち切るように県は対応しますと言ってくれてるんじゃない。

住民：その今は安全やと言うているけど、我々としては、〇〇としては安全と言われても、ものすごく心配するわけ。

住民：それはわかったって。だからそれは安心できない風評被害だと言っているわけでしょう。それに対しては今言ってもらったように、県も今後ともしっかり対応とって、そして安全だということを、はっきり世間に対して示していきますと言ってくださっているじゃないか。

住民：具体的にどうするかということなんですけど、その池の水は、この池と同等ぐらいのものですよとか、そういう比較をやってもらうことによって、住民

の皆さんに、自治会の皆さんに説明すると。ただ、これがいい悪いと言うだけ心配。他のここよりもいいですよとか、ここよりもどうですよという、そういうデータをとったほうが、もっとわかりやすいと。

ただし三ツ池には\*\*\*のあれがどんどん流れていますし、それから県道の側溝のあれも流れてきていますから、三ツ池はあんまり比較にならないと思う。具体的に言えということとなると、そういうことになりますから。

住民：そういう理由だったんですか。

住民：農業用水は、もうだめだということになる。

住民：いや、そういう意味でなくて、

住民：そういう意味じゃないですか、今のは。

住民：もう一言言わせて。三ツ池についてもそういうのが流れる、そういうのも考慮の上。経堂池は昔のきれいな水というのは、山から流れてくる水ですから、その山の中にある池と比べてくださいよと。それが大事ですよということを言いたい。わかりますか。

室長：〇〇さんが心配されていることはわかりますので、しっかりと対策をやるということと、水質がどういうふうになるかキャッピングして、中にきれいな水を流し込んで、どうきれいになっていくかというふうに見せていただいて、じゃあきれいになったと。今もあれですけどBOD、CODが高い、よどんでいて植物性プランクトンが大分繁茂していますので、そういう水質になっていますので、そういうきれいな雨水を流し込んで、そこが交代することによってきれいになっていく状態を見ていきたいと思いますので、そういう状況を、またうちも積極的にアピールさせていただきます。

住民：それで県が対外的に、どのような対策をとっているかということをはっきり言ってもらえると安心できると思います。栗東の米は、栗東だけで買うと違う、滋賀県だけでも違う、大阪も関西圏も買っているとかね。ただホームページに、安心ですよと載せただけではいかんということです。マスコミ使い、テレビ、新聞を使うて、県がそのぐらいのアピールをしていかんことには。

住民：県が自分とこで使いますて言うたら一番いいんですわ。そして、それを大々的に公表したらいいんです。

部長：余り発言しないようにとは思っておったんですが、私も去年の4月に滋賀

県に寄せてもらいましたので、栗東の米が、そういう風評被害の可能性のある米だということを、私はこの担当になるまで知りませんでした。今後、例えばマスコミ等を使って、栗東の米は安心なんですと県が積極的に、知事がお米を食べるとかアピールすることが、私はかえって逆の結果を生まないかということも、よそ者として直観的に今感じております。

ということと、あと〇〇さんは、もう買わないって今もう宣言されているんでしょうか。

住民：いや、今は。

部長：もし水質上、問題ありませんと、県のほうできちんと確認できたものを〇〇が買い取らないということは、これはこれで別のやっぱり県政として問題だと思います、もしそういうことになるのであれば。そうしましたら、やはりこれは県としてきちんと我々も農政部と協議して、〇〇自身がそうやって地元の産品を、安全が確認されているのにもかかわらず拒否しているということは、やはり県政の大変問題だということで、きちんと対応はしていく必要があると思いますし、やっていきたいと思います。

ですので、モニタリングにつきましては、先ほども言いましたようにきちんとやって公表しますし、もし本当に〇〇さんが買い取らないと、もう絶対だめだということであれば、そのときにはきちんと対応させていただきます。

住民：それは今のところないんですね。

というのは、もう今から10年前、すごく被害があったのは我々肌で感じるわけです。けど問題があったので、その経堂池の水を使って米を作り、検査をされたということもありました。実際、風評被害と実質的なものとは、ものすごく大きな差が出てくるというのは、これはもう当然であると思うんですけども、やはり当時は、すごく栗東の米、〇〇の米、ものすごく我々農家としては言いたいのにやけども、言えなかったということがあります。

住民：けど県の水質検査、その他についても、あるいは米をつくった、その米の検査にしても環境基準云々、あるいは農業用水の基準等については今のところ問題ない、米としても大丈夫だということで、何とか買い取りをしていただいている。〇〇の米も栗東の米も一緒やという形でずっときております、今のところね。だから、もしも何かあったときには、ああ、〇〇の米か、RDのというのが必ず出てきます、今でも出てきますよ。だからそういう点で先ほども言いましたように、今の状態で大丈夫なんだということを早くみんなに知らしてほしい。

だからここにあるように今現在どんどんいわゆる汚水が、有害物質を含んでいる汚水が拡散されているわけですから、まず止めるということ、これは前から言うてるんやけどね、早くとめてほしいということ、今でも思うんですね。

そういう点でお願いしたいと。

先ほど水は本当に、我々はもとに水というものになるということはとても考えていません。そんなんとてやないと。100%、我々が考えているあの経堂池の水、そんなもんなりませんわ。そこまでは要求していません。けど、今のモニタリング、その他についても回覧したり、いろいろしているけども、大丈夫だということを県としても表面に出してほしいと。そういうことについても栗東さんにもお願いしたいという形で、大丈夫だということを言ってほしいと思うしね、何かあったときにはそういう点、こたえてほしいというふうに思います。

住民：先ほども市役所の井上課長とちょっと話したことがあるんですが、経堂池の水が使えない、使うなという指導がありましたときに、今、〇〇にシルバー人材センターの事務所があります。その前に農業用水のボーリングをされたんですね。岩盤が割合浅くて、あの辺の経堂池の利用水田を潤すことができないというような状況にありましてですね十分使われてない。そのときに野洲川水系から水を引かんかというようなお話も聞きました。それは井上さんも御存じでございました。ですけども、それはもう水利問題というのはものすごく難しく、ダム費を払っている、水利費を払っている、いろんなもう利害関係が交錯していますので、安全だという水を確保するのに非常にそのとき苦労されたわけなんです。

それで〇〇の皆さんも、先ほどからどうもなければいいじゃないかと、経堂池のどうもなかったらいいじゃないかというお話でございましてけれども、〇〇のあこでつくられた米を〇〇は拒否はしませんでしょう。けれども周りの人が、もう今度は消費者、栗東の米は買わないというような事態は、これは起こると思います。いや、風評被害はそれなんですよ、そこが怖いんですよ。ですから一遍、県庁の食堂で皆さんに食べてもらうのが一番でしょう。

部長：もし本当にそういった風評被害が起きて、もう栗東バッシングみたいな、栗東の米に対するバッシングが起きたら、そこはもう本当に知事にパフォーマンスしてもらうように私は知事をお願いします。安心ですと言って、マスコミの前でご飯を食べてもらうようにお願いします。

言うたら、まだ起きてもないのに、知事がいきなりテレビの前でご飯を食べ出すと、かえって別の風評被害が起きる可能性がありますので、そこはまだ何も起きてないところでのそういったことは逆効果だと思いますので、もし本当に起きたら、やっぱりきちんと対応というんですか、そういった知事のパフォーマンスも含めて、しっかり考えていきたいと思います。

住民：前回、〇〇さんが農業用水の基準に合格していますかということをおっしゃったと思うんです。その農業用水に対して、合格しているという一言の返事なかったように思うんです。それで何か、もやもやもやもやしながら会議がある

んでね、何遍も出てくるわけです。ですから農業用水には合格しているんですか。

前は、いっぱい説明しはったんですね。一言で、その農業用水の検査基準には合格していますと、あと風評被害だけですよというのであれば、話はそれは前進するんですけど、農業用水のテストをしてほしい言うんのやけど、何か肩透かしというか、違う項目でテストされているようなふうに理解してはるんですよ。

課長：先ほど、ここの会議が始まる前にちょっとお話をさせていただきましたけども、

住民：納得されたんですか。

課長：その項目はね栗東市さんが毎年はかっておられて、ホームページにもちゃんと出しておられます。その数字だけ申し上げます。これは前回も井上課長さんのほうが、

住民：〇〇さんはもう理解しはったんですか。

課長：それは十分御理解されてます。

住民：じゃああと風評被害だけなんですね。

課長：繰り返し申しますが、農業用水基準の法的な拘束力はないですねって、〇〇さんが先に断られて、その上でおっしゃっていますが、

住民：それはオーケーなんですね。

課長：それで项目的に申しますと、例えば化学的酸素要求量のCODが6以下というところが、去年のデータですと7.7ありましたと。電気伝導率が30以下というのが34.1ですから少し超えている。先ほど3倍超えているという話がありましたけど、そういうことではございません。ちょっと超えている程度のレベルでありましたということです。それで、これは毎年、

住民：風評被害があっても、これは農業用水の基準に合格していますと、合格している水でお米つくっていますというふうにしたら反撃しやすい。反撃と言うたらおかしいですけど、説明しやすいでしょう。それを何やきれいな水やら、どうやらようわからん水でつくっているというふうになっているといかんで、これは農業用水の基準に合致した水でお米をつくっていますというふうに言い切る、それが第一段階と違いますかね。



課長：ですから、そういう形にしたいと思います。

住民：そういうことができるわけですね。

課長：ただし有害物が入っていませんと。いわゆる農業用水の望ましい基準値を少し超えている項目がありますけども、これは有害物ではありませんという話のことを言わせていただく格好になると思います。

住民：それをね、ちょっと超えているということと言わんのじゃないの。合格していますというふうにしたら、向こうさんもまだ言いようがあるわけですよ。

課長：これは先ほど申しましたように、今、超えているのがCOD、化学的酸素要求量とか電気伝導率が少し超えている程度ですので、これは水が循環することによって、入れかわることによって変わるんじゃないでしょうかと、あと期待されますということをお願いしています。

住民：今現在はちょっと足出ているもんもあるけども、今後は下へいくでしょうということですね。

課長：そうです。

住民：というふうに納得されているわけですね。

課長：これは御説明させていただきましたので。昔の話があるんで、〇〇さんがお持ちのデータは、平成14年のデータをお持ちで先ほど見せていただきましたけども、その後、栗東市さんが頑張って、毎年はかっていただいていますので、その辺のデータも、また私のほうから御説明させていただいて、御了解いただきたいと思います。

住民：そうですか。同じことが何遍も出てくるというのは、そのときに納得されてないから出てくるんです。

住民：今日も残りもう1時間ぐらいになったので、細かい話じゃなくて、全体的な話に移りたいんですけども、よろしいですか。

冒頭で部長さんがおっしゃられたように大分話が煮詰まってきて、細かいところの修正は、多分必要だと思いますけども、要するにこの協定書、基本方針を住民側として受け入れるかどうかということだと思うんですけども、それに当たって、どういう進め方をしていくべきなのか。こうやって各自治会が集まる機会はこの機会しかないのだから、住民側としても考えなければいけないなど

いうふうに思っているんです。

一次対策のときには、一応6自治会が集まって、文案をこれで合意できるかどうかを詰めた上で、よし、合意しようという形でもっていったわけですが、そういうような形で、まず、6自治会の合意を取りつけるのか。それとも今回の場合、ずっと県との協議が続いてきますから、それぞれの自治会にもう判断を任せていただいて、自治会としてのまず意見を取りまとめるということとを先行させるべきなのか。その点について、他の自治会の方々はどう考えてらっしゃいますか。

住民：〇〇としては一遍持って帰って住民全員で話して、それからある程度また。

住民：私、今日は自治会の役員がちょっと見えてないので、私一人で何でございますけれども、やはり自治会の中で、もう一遍検討する必要があるだろうと、こう思います。

それとあわせてですね、今、県との交渉の協議の窓口になっているのは7自治会だけでございますわね。そこで一般の市民に、どういった対策が行われるのか、それで安心なのか、安全なのかということをよく聞かれるんですね、私は。これについても今まで、全市民を対象にした説明会があったじゃないですか。私としましてはですね、やっぱり皆さんに、一般市民に説明して一定理解を得た上で、事実上の協定書というのは合意書やと思うんです。ですから、その上で協定書に署名をされていって、その前に、

住民：はい、わかりました。他の自治会さん、どうでしょう。

住民：うちは別にあれですけど、皆さんは持ち帰ってということですので、私も一度持ち帰ってですね自治会のほうで決めます。

住民：その自治会に持ち帰った段階では、どの段階までもう固めてきますか。

住民：もうほとんどあれやろ。また、それぞれの自治会でいろんな意見が出ると思うんですわ。それでもう一度、こういうふうな形で自治会が寄って、それを調整せんとあかんと思うんですけれどもね。それで前みたいな形になるんじゃないですかね。

住民：〇〇さんは。

住民：一応、自治会で意見を募って\*\*\*。あと6か7かわかりませんが、それでやっぱり話し合うべきだと思いますね。

住民：恐らく今、〇〇さんがおっしゃっていた全市の問題は、市議会あるいは栗

東市のほうでどう考えるかということにもかかわってくるんで、まず、我々6自治会プラス〇〇さんも入れて、7自治会のスタンスをはっきりさせることのほうが先かなと私は思います。

今のお話を聞くと、それぞれの自治会のほうに持ち帰りたいということなので、基本的に細部の変更はともかくとして、基本的にこの案で了承するかどうかを、じゃあ各自治会のほうで話し合うということにして、部長さんのほうも、しばらく時間を置いてということで、今度、お盆休みもありますから、少し時間をあけて、もう1回それを持ち寄ると。そこのときには、もうだから8分方ぐらい、もう話を煮詰めておくというような段取りになりましようかね。そして、それぞれの自治会でもう1回詰めて、そして一致した形で県と協定書を交わすなり、御破算にするなりという形でよろしいですか。

住民：日程とかどんな感じ。

住民：ちょっと県にもう1回お尋ねしたいんですけども、栗東市の武村部長も、この前、県に説明会を開くように言っているんだと、このようにおっしゃってました。これはやはり市のほうからも、そこまで要請をしておられるのに、県はどうして一般の市民に説明会をしようとされないのか、この辺はどうなんですか。

管理監：基本的には、ここの最終処分場の周辺環境への支障の除去という形ですので、この6自治会プラス1自治会の周辺の方に集まっていただいて、まずはその御理解を得るのが基本やと思っております。

それ以外の全体的なものにつきましては、もう既に市議会でも説明させてもらっておりますし、区長会等そういう中で説明をせえというのなら報告はさせていただきます予定をしておりますし、あくまでもこの内容については、よく御存じの今までからのずっと積み重ねで、これ自体ができ上がっておりますので、そういう形でもっての対応をしていきたいというふうに考えております。

なお、今持ち帰ってという形で言われておりますので、そのときの今までの資料で、こういうものが欲しいとかいうことがありましたら、県のほうに言っていただきたいと。

また、場合によったら全員が集まるとか、組長さんとかいうレベルで集まれるのかはわかりませんが、そういう集まりの中で、ちょっと専門的なこともあるんで、県からも説明に来てほしいと言われてましたら、土・日でも関係なしに寄せていただいて説明をさせていただきますので、その中で自治会の中で、十分な話し合いをしていただければというふうに思っております。

住民：水道は全市民が飲んでるわけですか。なぜこれだけ

住民：〇〇さんにさっき聞かなかったの、〇〇さんもその段取りで構わないです

かね。

住民：はい。

住民：わかりました。じゃあそういう感じで進めるということで、段取りとか、日程的には。

住民：今話してることを途中で切らんといてよ。

住民：水道の問題は、ちょっと話がそっちのほうがずれているので、とりあえずこの話をまとめてから、また〇〇さんの話をお聞きいたしますけれども。水道問題は、また別の問題がかかわってくるだろうと思うんで。  
段取りとしては、もう1月ぐらいですかね。

管理監：できれば8月末ぐらいまでに、お願いできたらというふうに思っております。多分8月は、また皆さん方は自治会でいろいろと忙しいと思うんですけども、その中で末ぐらいをめぐりに、一定持ち帰っての御検討をお願いできればというふうに思います。それを聞かせていただいた段階で、次のを早急にセットさせていただきたいというふうに思います。

住民：8月末ぐらいに各自治会さんは、意見の取りまとめをできますか。

8月は夏祭りとかいいろいろあるから、結構厳しいかなという気もしないではないんですが。

〇〇は、9月に臨時総会を開く予定でいるんですよ。だから8月の末までに持ってこいということになると総会はちょっと無理なので、夏祭りとかいいろいろあるので。だから執行部とか、我々の委員会での原案がまとまるぐらいですけども、それでも構わないですかね。ただ、それでもいわゆる政府の案が、国会で承認されないということもあり得るので、それはちょっと勘弁してもらいたいんですけどね。

管理監：きょう突然に、こういう形でお願いしているわけですから、また各自治会で日がいつぐらいにというのがわかれば、絶対8月末でないといけないということではなしに、あと1週間か2週間、何とか後ろでもという形でなら、それは対応できますので、できれば段取り的につけたいという部分がありますので、お電話でも結構ですし、また回らせてもらっても結構ですので、個別に、ここの自治会はどういう日程でというのをまた確認しながら、ちょっと調整させてもらいたいとは思っているんですけども。

住民：じゃあ8月末から9月頭ぐらいまでに各自治会の基本方針を、みんなの前で言える段階までもっていくということで、ほかの自治会さん、よろしいです

か。

住民：〇〇さん、すみません、話が途中になりました。

住民：ちょっと待って。

住民：じゃあ〇〇さん。

住民：各自治会に持ち帰って自治会で検討されて、その検討結果を自治会だけで持ち寄って、6自治会ですか持ち寄って、6自治会として意見を1本にまとめる、基本的なことを。それが今言われているステップですね。

住民：それでいいですか。両方あるかなと思ったんですけども、それぞれ持ち寄ってからこの場で発表してもらおうという、その上で例えば合意するなら合意するという方向性でさらにしっかり議論する。

住民：自治会だけで、一応意見をやったほうがいいんじゃないかな。

住民：わかりました。じゃあやったほうがいいという意見でよろしいですか。

住民：どうですか。

住民：そうせんと、まとまらへんで。

住民：そうですか。

住民：ここでまとまらなかつたら、

住民：困るもんね。

住民：余計時間かかる。

住民：じゃあ県との話は、ちょっと8月は無理だと思う、9月になってからでいい。

管理監：任します。

住民：じゃあ8月末ぐらいに、できたら〇〇さんも来てくれるといいんだけど、6自治会で話し合う機会をつくれますということにしましょうか。

住民：けども〇〇が違う文面であったら、これはおかしいですよ。

住民：それはそうだわ、〇〇にも来てもらわないといかんわね。

住民：そんなもん二重のもんがあるなんていうことは、そんなん。

住民：けど、また密約になると思うね。

住民：そうやってきますよね、かぶるのは当たり前ですよ。

住民：じゃあ8月の末ぐらいに6自治会で集まるということで、そのときには文案を詰めると。だから一次対策のときと同じような感じだね。そこで話し合いをした上でもう1回、県と話し合いをしますという感じですね。

住民：この結論は、いつまでにせなあかんのですか。何か二次対策の実施計画を9月ごろに県が策定するので、それまでにはしておく必要がある。

住民：そういうことですよ。

住民：ということは9月中ごろ。

管理監：できれば9月は、秋のうちにはもういただいておかないと、要は来年度の予算要求も取りかかりますので、全然それがなくてという形では議会さんのほうにも説明が付きませんので、できれば9月中か10月の初めまでに、そういうような形でお願いできたらと。その後は環境審議会なり栗東市のほうの意見とかも、またいただくという形になりますので、できるだけ、厚かましいお願いですけども、そこら辺で早くお願いしたいと。

住民：ちょっと6自治会プラス〇〇自治会の集まりは、これは栗東市さんのほうで事務をまたお願いできます、集める。

市：一次対策と同じで。

住民：そうそう、そんな集まる場所。そして8月のいつがいいですか、もし今決められるんだったら。8月の末でというとな夜は大丈夫。〇〇さん、水曜日だめだったんだっけ、水曜日だめでしたね。

住民：できればね。

住民：そうすると、例えばそれは30日はいかがですか。

住民：いいですか、30日。じゃあ30日で、ここか、あるいは治田東のほうで。じゃあ30日に集まるということで、〇〇のほうにも呼びかけを。事務局のほうは栗東市さんにやってもらいますので。

では、それまでに各自治会は、大体のスタンスを決めてきてもらうということにしましょう。時間は19時でいいですね、じゃあ30日の19時。

〇〇さん、さっき話を止めてたの。

住民：住民説明会は、どの時点でやられるんですか。

管理監：先ほど私が申しましたように、この中で決まったことについて報告という形であれば、栗東市民という形であれば区長会とかで説明させていただきます。

住民：そういうのじゃだめですよ。住民を対象にした説明会ですよ。

住民：何言うてはりますの。

管理監：区長会等って前から言うてますやん。

住民：そこが違うんです。

住民：区長会って関係ありませんがな、そんなもん、住民ですよ。市民全部が飲料水を飲んでいるわけですよ。飲み水を飲んでいるわけですよ。7割は地下水なんですよ、飲んでいる水の。当然、みんなが当事者じゃないですか。当事者を外して話すんですか、そんなもん。私たちだけに責任を負わすわけですか、それはおかしいです。

管理監：前から言うてるように、責任は県にありますと。

住民：いやいや、そういうもんじゃないですよ。やっぱり決めた中に入っているのが私たちです。責任は県にあるいうたって、当事者にあることは間違いないや。

管理監：ですからちゃんと話し合いにこうやって参加していただいていますし、その中で県として代執行としてやるという形で案も出させてもらって、その御理解を得た上で、

住民：それでは納得できないと言っているんですよ。

もともと、名前出しておかしいけど\*\*\*、最初からかかわってこられて、

ずっとやってこられたじゃないですか。それを外したのは県なんですよ、抜いたのは県なんですよ。僕らが抜いたわけじゃないです、自分たちの都合で抜いたわけです。そういうことで、その人たちをのけもんにして話だけ進めて、それはおかしいです。

住民：本当はね、6自治会が、これ事実上、協定書というもんは同意書みたいなもんですよ、自治会会長がね。その前に、やはり全市民の一定の理解があるなということで、この協定書に署名すべきやと、私はこう思うんです。これが順番やと思うんですが、どうですか。

管理監：その全市民のというのは、いろいろ市民の方がおられますが、逆に言うと、そのために地元自治体の意見を聞くというのが特措法で決まっているわけです。当然、その地元自治体の意見というのは、その市としての自治体の意見です。それで、それでもってという形になってますんで、それぞれ事象の起こったところの市民代表の同意を得るとか、そういう形にはなってないんで。ただ大きな問題やったんで、そういう形で説明責任を果たすために、いろんな区長会とか、全部に行き渡るような形の部分でやらせていただきますと。もう既に、この二次対策工の案の段階でも、ここでお示ししていると同時に市議会のほうにも説明をさせていただいたと、そういう形で対応させていただきたいというふうに我々は考えております。

住民：しかしね、ここで県との窓口になって我々が話をしてるのは、ほかの人が全然知らんてるのに、ちょっと私ら責任重過ぎてとてまかないません。せめて全市民に対するやっぱり説明をして、一定理解の上で我々が了解すると、それが筋道と違いますか。どうして説明会ができませんのです。過去にあったじゃないですか。

住民：過去にあったということに対しては、多分誤解があると思うんですけれども、この問題に関しての全市の説明会は、まず一つは、栗東市の調査委員会が説明会を開きました。これは栗東市がこの問題に関して調査委員会をつくって、調査委員会での議論をもっとオープンにしたほうがいいだろうという立場でやったのがあります。これが全市の説明会の一つです。

それからもう一つは、県がいわゆるA2案を答申したんですが、それをけって、そしてD案を通すということになって地元でいろいろ協議をしたんだけど、地元が全部拒否したんですよ。それでしようがなく、地元が聞かなくても栗東市の同意を得ればいいんだということで、意見交換会という形で嘉田さんが来て公民館でやったんです。これは県側のほうの案があって、それを説明したいというのが強い意見で開かれたんですよ。そういうような状況と今の状況は違うんですね。

まず一定程度、地元自治会での話し合いが今進んできています。それがあり



ます。それから全市のことにかかわる問題だと言うならば、これは議会なり、それから行政なりが判断をするわけですね。その行政が判断を迷った段階で、これはもっと全市民の意見を聞いたほうがいいというのならわかります。だから、それは栗東市側がその段階で、県がこうやってきているけども、これに納得していいかどうかと。地元はこういう判断しているけども、やっぱり全市民の意見を聞くべきだという判断をすることはあり得ると思うんだけど、今の段階で地元の自治会の協議も進んでいるのに、そして栗東市側が迷っているわけでもないのに、県に対して説明会をせえというのは、これは私は正当性は余りないと思います。違いますか、〇〇さん。

住民：それはおかしいです。

住民：そんなん全然、〇〇さんの理解できません。

住民：そんなことを言ったら全部直接民主制、もしそれを言うんだったら、住民投票条例みたいなものをもって行って、それに対する提案をしなくちゃ、いちいち全市の問題だと言うたら、すべてそういう問題になってきます。

住民：ずっとこの協議会に私も参加させてもらっていますけれども、市民の方に全然知らない、うちの6自治会だけが協定書、いわゆる同意書に署名するというようなことは私はようしません、私が自治会長であれば。

住民：新聞報道やら見てたら、いいこと書いてますよ。有害物は全量撤去して、聞いてたらみんなよいように聞こえますよ。

住民：だからそれはね、

住民：だから、うちから見たらもう納得のいかんことばかりですよ。

住民：それはまず自分たちの自治会の中に県の人に来てもらって。

住民：マイク使ってしゃべるから大きい声出さんで。そういう中で、何言いたいかわれてしもたわ。

住民：まず、さっきも県の方がおっしゃったけども、説明会をするんなら各自治会のほうに回りますとおっしゃってくださっている。だからいろいろ聞きたいことがあるんだったら、まず各自治会に呼んでもらって、そこで議論をすればいいと思います、基本的に、まずそれが大事でしょう。

住民：私たちがこれは本当にいい方法だと、ここまでしてくださるんだったら安

心できるというレベルなら、これは自信を持って僕らも言える。でも今の状態では、はっきり言って自信を持って言えないですよ。それでも合意しなけりゃならない。そこにせっぱ詰まったところに追い込まれてるわけです。それで何の説明もせずにするというのは。

住民：僕らの合意というのは、実は法的な拘束力はないんだよ。要するに栗東市さんのほうで問題があるわけだから、それは栗東市さんのほうでそれ判断するんだったら栗東市主催で、さっきも言ったように説明会を開く可能性はあると思う。

ただ、この問題にかかわってきたそれぞれの自治会が、それぞれ主体的な判断をするということは、それはそれで大切なことで、それを踏まえて栗東市さんも考えたいというのが基本的なスタンスだと思うよ。

住民：あのね、地元6自治会とか7自治会と言うこと自体がおかしい、本当いうて。私は前から言うてるように、

住民：そしたら、この協議自体を否定することになるじゃないか。ここで協議してるのは何だったということになる。

住民：それでは話が進まないから、やっぱりここで話をしてるわけであって、そこは両方頭の中、ややこしいところはありますよ、はっきり言って。

住民：結局これだけ協議、

住民：でも、こうせざるを得ないということも事実なんです。

住民：だからさっきも言ったように、

住民：だからどこかで説明会をせんといかんと。

住民：それは、だから栗東市さんに言ってもらって、栗東市さんが主体的に判断されるべきことであって、県に要求しても県の立場としてはないと思うよ、おれ、基本的に。

だって県がこの案で同意したいと言ってきたときに栗東市さんが、やっぱりここで住民だけではなくて、広く市民の意見を聞くべきだと考えるんだったら栗東市が主催して、説明会を開けばいいんですよ。そこへ県を呼んできて。

住民：それでもいいです。

住民：それを幾ら言うてもしやあないんですよ。ただ、栗東市さんは多分、今そ

ういうことで市民の説明会を開くよりも、まず、地元の意見はどうなのかということを知りたいと、そのときに議会の皆さんと話したいと。それでもやっぱり大切だという、議会の中でも市民の説明会が必要だというんなら、そら開くこともあるだろうと。多分そういう考えでいらっしゃると思うし、それが行政としては基本的なスタンスだと思いますよ。

住民：今、決められようとしてることが本当に太鼓判を押せるようなことやってら、僕も胸張ってそれは思いますよ。けどね、これで本当に大丈夫なんかというようなものに、果たして僕らが本当に合意して、後々問題が起こらんのかと。

住民：私も〇〇さん、それを一番思いますよ、〇〇さんがおっしゃるように。それで、これから4年から6年かけて工事があるでしょ、終わってから5年見ながら、私らこんなもうちょっと、私のことと言うと命ありませんよ。次の代へ譲ることや。もっとそれで自信を持てるような対策案ならそれでよろしい。けれども、こんなもん全く県かて確信持っていないじゃないですか。だからみんなにやっぱり説明をして、それからみんなが工事の進行のために協定書が必要であればしたらええけども、それが先の仕事やと私は思いますよ。

住民：ここの協議はもう公開をしているわけですし、それから何も秘密会でやっているわけではないし、それから我々が決めたという決まるわけでもないですよ。さっきも言いましたように地元同意というのは必要で、地元同意は6自治会の同意ではないんです、栗東市の同意なんです。栗東市というのは、この基礎自治体を代表している意思決定する権限を持っているわけですよ、市民全体の。これは法人ですから、我々が死んでも法人としての栗東市は続くわけですよ。だから〇〇さんが死んだらどうしようということを、もう気にしなくても別にいいわけで、そのステップはあるんですよ、当然ながら。あくまでもさっきも言っているように、県の責任において最終的に行いますとおっしゃってくださいしているわけで、そこまで深く考える必要はないと思う。この段階で、県に説明会を求める正当性は私は考えられない。

住民：ちょっと今、地元自治会の同意は〇〇さんは要らんようなことを言っているけど、知事は約束しているでしょう、こういう同意を。

住民：そうそう。だから我々でさっきも言ったように、

住民：栗東市だけで決められるわけやない。

住民：そうそう。だから栗東市としても我々の判断を、ある程度尊重するという考えですね。だから前回のように我々の判断を無視して決める場面もあるかもしれないけども、それでうまくいかなかったということもあるから、まずは周

辺自治会の考え方を聞きたいというのが、栗東市のスタンスでしょう。それはもう間違いないし、もっともなことだと私は思いますけど。

住民：納得と同意が住民からない限り、知事はせんいうことやから。

住民：だから今の6自治会が持ってきて、

住民：〇〇さんのを聞いていると、栗東市が決めたならそれでいいんやと言っているようで。

住民：いやいや、違う違う。だからさっきも言ったように今月末までに6自治会がそれぞれ意見を決めてきましょうと。それで6自治会の合意としてどうするかということ話し合ひましょうと、ワンステップをちゃんと置いているじゃないですか。だから、それがまずさきでしょうと言っているわけ。

それよりもさきに栗東市全体に、市民説明会をしろという理屈はないでしょうというの、先ほども言っているとおりなんです。

住民：別にしてもええということもあるわな、県が何で嫌なんかなのかと。

住民：別にして悪いということはないでしょう、〇〇さん。何がいかんのです。

住民：県がしたいと言うたら、それでええことやから。

住民：そなんね、やらないというほうがおかいしと思いますよ。これね、やっぱりやってもらわなかったら。

住民：それを言うんだったら、まずこの6自治会の協議が始まる前ですね。まず6自治会ではなく、これはうちの問題だから、市民の全体の説明会から始めなさいということになる。もしそこで市民からいろいろな意見が出てきたら、これまでの我々の議論は何だったのかなということになりますよね。まず、ここで一たんの区切りをつけた上で、次の段階のステップにいくならわかります。

住民：説明会について協定書のこの内容についてでなしに、今の状況は新聞等で報道されていますけども、やっぱりどういう形で進んでいるかというような感じの説明会をもったらいと思うんですけどもね、協定書とかになると、また内容的に具合悪い言うてまとまらないようなこともありますので、新聞とかで大体知っておられますけども、今の状況がどういう状況かというのを説明してもらおうような説明会を、僕はもつべきだというようなことを思うんです。

住民：それはどの段階で、我々の6自治会の同意をつくる前の段階で。

住民：ちょっとそこはあれですけどもね、何らかの形でやっぱり説明会は。

住民：私もさっきも言ってるように、今の段階ではやるべきではないと言ってるわけで、将来的にわたってやるべきではないと言ってるわけではないんですよ。

住民：できるだけ早いほうがいいと思いますけども。

住民：そうすると8月30日以前にやれということですか。

住民：ちょっとそこは僕わかりませんが。

それともう一つですね、この協定書ですね、ちょっと一次のときは協定書、そこに書かれていたかわかりませんが、前、自治会長の承認のあれを結んだときに、確か市とかに立ち会いが何かで入ってもらったようなことがありましたね。責任を持ってもらうという意味ではないんですけども、何らかの形でこの中に市も、栗東市のほうも、入ってもらうようなことはできないんですか。覚書ですか、あれは。ちょっと。

住民：知事室まで行って一次対策工の覚書を交わしたときには、各自治会長と、それから国松前市長と一緒に署名をなさっているはずですよ。そのときのことをおっしゃっているんだと思うんですけど。

住民：環境省も立ち会いしてもらったんじゃないかな。

住民：そうそう、環境省も。

住民：いや、幾つか署名があるから。

住民：覚書のときは環境省はいなかったですよ、立ち会いはしたけど。

住民：一次調査。

住民：覚書を交わしたときはいなかったですよ、そのときは各自治会長と。

住民：たしか判子あったん違う。

住民：ごめんなさい。環境省の不法対策室の室長が署名をなさっていますので、そういう形で栗東市としても立会人としての立場として入ってもらっているというのはありますけども、今回もそういうふうにしたほうがいいということですか。

住民：なぜか言うと先ほどからも出てますように、やっぱり自治会長という名前でやっていくということで、例えばうちなんかは、この問題については総会の中で話をしています。例えば今度の場合も臨時総会を開いてやるまでは考えてないんです。役員会の中で承諾してもらったのを持ってきて話をしようと思うんですよ。そうするとやっぱりものすごく重みというんですかね、自治会長の、そこらを僕自身も先ほども出ていますように、この案が最善とは、ちょっと疑問に思っているところもあるんですけども、やっぱりいろんなことを考えれば、そこそこのところで手を打っていくことになるんですよ。

そうした場合に、やっぱりそこまで責任を持てるかと言われると、県のほうが責任を持つということですけども、やっぱり自治会長の名前を入れて、判こを押して、それを回覧なりで全住民には知らせようと思うんですけども、やっぱりそのちょっと心配はありますね。それで市のほうも何らかの形で入ってもらおうと。それが市長になるかちょっとわかりませんが、と思いますけども。

住民：ただ、8月30日の段階で協定を結ぶわけではないので、8月30日は基本方針をある程度、8割方決めたものという話です。その後、具体的にどういう段取りで協定書をつくっていくかということは、これから先の話になるだろうと思うし、そのときにまた立会人で栗東市に入ってもらえばいいと言うんならば、当然ながらそういう対応も可能かなというふうに思います。

ただ、今議論しているのは、だから8月30日までに説明会を開けという意見だと私は理解したので、それはいかななものかというふうに考えたんです。それ以降の話としては、先ほども言いましたけども、市民説明会をやることは可能性としては、ないことはないかなというふうには思っています。ただ、基本的には6自治会のスタンスをある程度固めてからのほうが、私はいいいというふうに思います。

住民：自治会長さんの名前は出ますけども、それは自治会へ持ち帰って自治会全体の意思として対応されるわけですから、個人的な責任じゃない、自治会全体です。

住民：そろもう〇〇さん心配しはるやろ。何十年たっても全部残るから。

住民：残る。

住民：経緯があるさかい一番心配しはる。

住民：今、〇〇のほうから言わはったようなことは、うちでも話があったんですよ。栗東市のほうが立会人としてあったから、そういうようなんをしてほしい

と、私はそう言うた。

私は説明会してくれと言うたのは、県にしてくれと言ったんじゃなくて栗東市に、栗東の住民として栗東市がちゃんと説明していただいたほうが、ええんじゃないでしょうか、してほしいです。というような格好で私は言うたつもりだったんですけどね。それを県のほうに言うてるんやと言うんやったら、それは県のほうに言わはってもいいし。ただ、私らは栗東市にもちよっと、ちゃんとやってほしいなと思って、そういう思いがあったんです。

それと今言わはったように、その説明会を開く開かない、いつのタイミングというのは、やっぱり8月30日に集まりをもってある程度決まってから、その次の協定書の調印式、協定を結ぶとき、その前にやったほうがええかなとは思うんですけど、やってから説明会を開いてもどうかと。説明会というか、それはもうやりましただけの話ですね。

住民：それは報告会になります。

住民：報告会ですね。だからその辺は、言わはることはわかるんですよ。私らが決めたから、私らが責任あることじゃないと言われながらも、やっぱり6自治会で決めはったんやと言わはる人はやっぱり出てくるかもしれんと、そういう意味やと思いますけど。

住民：納得できないのは、前回、県が封じ込め案に対して各自治会は反対したでしょう。そのときには、そういう話は出なかったよね、逆の立場で、それおかしいんじゃない。あの封じ込め案反対を決めたのも、その6自治会でしょう、責任だよ。それで対策を取れなかったというのは責任とれないと、それはみんなに説明会を開けなんてことは、そういうことは全然出なかったじゃないですか。

住民：あれはとりあえずしないと。しないことは、するということとまた、

住民：いや、同じことですよ。D案をやると言っているわけですから、あのときね。D案をもし認めなかったら、そのままずるずるずるこの問題は長引くやろうと、そんな責任とれないということになるわね。でも、あのときには市民の意見を聞けなんていうことじゃなくて、まず自分たちのスタンスを決めたじゃないですか。

住民：だからうちはしないとというふうに、それをやめてくださいというふうに、

住民：でも、それも責任でしょう、一つの、そのことを決断したことは。

同じことですよ。まず、我々のスタンスをはっきりさせて、その上で話をつなげるなら話はわかるけど、前回と違ってこのときだけ、そんな責任とれない

なんて言う理屈は成り立たない。あのときも責任を我々は受け取ってD案を拒否したんだから。

住民：受けとめなんていうのはほとんどない、反対やったやないですか、最初から。

住民：そうですよ。だからそのときも我々も反対しなければいけないんです。

住民：今回はもう対策をするわけですよ。だから全然話が違うわけよ。

住民：いや、前回も対策するんですよ。D案の対策をすると言ってたんだもん、県は。

住民：封じ込めには反対したんです。

住民：そうですよ。

住民：そうでしょう。それは市民のほとんどが反対やったからです。

住民：じゃあそのときは、まず我々が自治会としてのスタンスを決めて、そこがあったじゃないですか。まだ自治会のスタンスが決まってないのに、何で市民の意見を聞けという話になるのか理解できないと言っているんです。

住民：〇〇さんね、この前の封じ込めはね、県の対策委員会が、

住民：30日の話し合いがあってから、後で、

住民：珍しく時間を15分残しているんですけども、そろそろ話が煮詰まったかなという感じがしますけど。

管理監：それでは、8月30日に集まっていたきありがとうございます。

その後の協定のやり方等については、またうちのほうで詰めて、さらに今、栗東市長さんという話も出ていましたので、また栗東市さんと調整をしてということですが、まだ協定が成立するかどうかわかってないので、そこまでの段取りをどうのこうのというのもあれですので、それは我々の課題というか、説明することとして残しておきたいと思います。

住民：その後も決めといたほうがいい。30日の後、6自治会、こういう県との協議をいつ持つかということは。それはいいですか。



管理監：その状況によって、すぐかどうかはわからないので。

住民：わからないのでいいですか。はい、わかりました。

管理監：30日でしたら、その翌日にでも栗東市さんから連絡いただいて、すぐ段取りをさせていただきますので。

住民：9月、議会があるんじゃないかと思って。だからこちらの都合で、この日に話したいと言ってもだめだということになると。

管理監：9月24日からが議会ですので。ただし、栗東市さんの議会は、その前に始まるかと思えますので。

住民：栗東市は議会はいつからですか。

部長（栗東市）：6日からです。基本的に、夜はかまいません。

住民：そうですか。じゃあ24日の前には、何らかの話し合いがあるというふうに思っていたら。

住民：ちょっとだけいいですか。県の考え方の中の22番で、処分場の建屋ですね、これ撤去する計画ですということですけど、すべての建屋、工作物を撤去するという意味でよろしいんですか。すべて、要するに\*\*\*あの建屋をすべてですね。

室長：そういう考えでおります。

住民：最終的に。パイルは、あれはちゃんと推定されてるんやということですが、建物のああいいうパイルの耐用年数って何年ぐらいですか。もう単純に五、六十年かなと思うんですが、ざっとの話で。

管理監：一般的に耐用年数と言われている部分は、今の財務省のいわゆる資産の減価償却で決まっているだけですので、本来のコンクリートがどれだけもつかとかいうのは明確には決まってない。当然、普通RC、いわゆる鉄筋コンクリートは60年と言うてますけども、ヨーロッパとかアメリカやったら何ぼでもそれ以上の古い建物もありますし、県庁でも、それ以上はるかに超えて建っていますので、一般的な耐用年数というのとはまた別になってきます。それを調べようと思うと、それを取ってどうなったのかという形でない、そのときのコンクリートのやり方とかいう形までやらんと、という形になりますので、ちょっと一般的な形では、あれがどれだけというのはちょっとお

答えできない状況です。

住民：もう一つ、県の考え方の11番で4行目から、「許可容量を超えたかどうかや、許可品目外であるかどうかで対策内容が決まるわけではありません。」  
ということは、掘削したときに木くずとか、そういうのが前にも出てきたけど、これはもう取れへんと。木くずとか許可品目外が出た場合に、掘削して、それはもうどけへんということかな、これ。

管理監：この前、御説明させてもらったように、木くずとかいう部分については焼却処分すると。そこに安定しているような土砂系統ですね、その部分については戻すという形ですので、それとここに書いておりますように、産廃特措法に基づくいわゆる代執行でやりますので、あくまでも環境基準を超えたものというのは出しますけども、それ以下の部分については出せないということの理解であります。

そういう意味で許可品目とか、数量がオーバーの分という形でもっての代執行はできませんと、こういうことを書かせてもらっています。

住民：そこは品目外も対象にせえへんということを書いているから。

管理監：ですから、これは一般的に許可品目外で、そういう産廃特措法の事業というのは決まるものではないということをおっしゃっていただくと。

ただし、この前の資料とかで、こういうものは出しますというのは前の資料で出させてもらったと思うんですけど、あれは出しますという形で、あの木くずとかは出させていただきますと。

住民：いや、これ見て後退したかなと。

室長：一つ報告をさせていただきますと、有害物調査検討委員会、これは今年度、半分ということで任期をお願いをしております。9月末でございますので、最後の有害物調査検討委員会を、もう日程的には、どういうことをするかというのは今言えませんが、先生方の日程調整をさせていただいて、9月12日でございますが、委員の4名の方がオーケーということで、ちょっと5名の方はそろっていただけませんが、9月12日に、場所は栗東駅の前、まず第1回目やったウイングプラザ、あっちのほうでちょっと場所は準備をさせていただいております。内容につきましては、詳しく決まりましたら、また御連絡させていただきますので、よろしくお祈りします。とりあえずは、日と場所だけ、最終でございます。

司会：それでは、若干時間はございますけれども、話の区切りがいいようでございますので、本日はこれで終わりにさせていただきたいと思っております。

大変遅くまでありがとうございました。